

不正行為の取扱い

以下に示す内容は不正行為となります。不正行為を行った者は、その場で受験の中止と退出が指示され、それ以降の受験はできなくなるだけでなく、すでに終了した試験の成績も無効となります。さらに、以降に本学が実施するすべての入学者選抜試験を受験することができなくなります。なお、不正行為については、状況により被害届を警察に提出する場合があります。

不正となる行為

1 試験全般

- ① 出願書類及び解答用紙へ故意に虚偽(受験票・写真票への他人の顔写真の使用や解答用紙への他人の氏名・受験番号の記入)をすること。
- ② 他人が受験者本人になりすまして受験すること。

2 筆記試験

- ① カンニング(試験科目に関係するメモや印刷物などを机上等に置いたり見たりすること、持ち込みを許可された以外の書籍類を用いること、他の受験者の答案等を見ること、他者から答えを教わることなど)をすること。
- ② 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ③ 試験開始の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めたりすること。
- ④ 試験中に、本研究科が使用を認める筆記用具以外の用具を使用すること。
- ⑤ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホンなどの電子機器類を使用すること。イヤホンについては耳に装着していれば使用しているとみなします。(補聴器等を使用したい場合は事前に申し出る必要があります。)
- ⑥ 試験終了の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けたりすること。
- ⑦ 配布された問題冊子や解答用紙を試験室から持ちだすこと。

3 面接試験

- ① 面接試験中に他者と連絡をとりあうこと。
- ② 面接試験の内容を録画または録音することや、その情報をインターネット上に掲載すること。
- ③ 自分の面接終了後に、その日に面接を受ける他の受験者に内容等を伝えること。
- ④ 受験者控室または面接室前で係員の指示に従わないこと。